

(仮称) 前橋市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定に係るパブリックコメント（意見募集）の実施結果

意見募集期間 平成28年5月20日（金）～平成28年6月20日（月）

意見提出者数 147人

意見の件数 405件

取りまとめの都合上、いただいたご意見を要約し、市の考え方を説明していません。

大変貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

パブリックコメントによる意見等（件数）	意見に対する市の考え方
<p>「1 条例の目的について」 「住民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。」に「健康、生命や財産の保護」を追加すること。</p> <p>明確な規制がなければ、自然環境や景観維持、住民の生活環境は守ることができない。</p>	<p>再生可能エネルギー発電設備と自然環境等の調和を主旨としているため、健康、生命、財産の保護までを条文に規定することは考えておりません。</p> <p>再生可能エネルギーは次世代のエネルギー源になることから発電設備と自然環境等との調和を目的としておりますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>「2 特別保全区域について」 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の区域外の土石流、土砂崩れの発生元まで許可区域を広げる。</p> <p>保全区域をハザードマップの洪水浸水地域まで拡大する。</p> <p>全地域に許可必要である。 (同種の意見 他1件)</p>	<p>土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域は影響範囲まで含んで指定されておりますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>

<p>「3 許可が必要な再生可能エネルギー発電設備について」</p> <p>許可対象の発電設備は、(1) 太陽光発電 上限1, 000 m²以下 (2) 太陽光発電以外 発電出力の上限2, 000 KW以下とすること。</p> <p>群馬県環境影響評価条例の適用される事業も許可対象とする。 (同種の意見 他34件)</p>	<p>太陽光発電設備については、景観上の影響が大きいことから、事業用地の面積にかかわらず許可の対象とするように修正いたします。</p> <p>太陽光発電以外の再生可能エネルギーについては、小規模なものは対象から除くこと、また、群馬県環境影響評価条例の適用を受けるものは、重複する手続きの必要がないことと考え、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>「4 (2) 近隣住民等について」</p> <p>100m以内は狭すぎる。発電所の種類により拡大する。</p> <p>火力発電所の場合最大2km以内の土地所有者、自治会区域に居住する者とする。 (同種の意見 他30件)</p>	<p>近隣住民等の範囲は事業を行う区域の境からの距離で明確にしたいと考えております。近隣住民等については、原案では事業区域界から100m以内の土地所有者等、100m以内の範囲を含む自治会を対象としていますので、説明会の対象者は限定されているとは考えておりませんので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>「4 (2) 近隣住民等に対する説明会について」</p> <p>近隣住民等との協議が難航した場合は市が仲介すること。</p> <p>地域住民が納得するまでは建設を許可しない。 (同種の意見 他71件)</p>	<p>民間が主体の事業であり、市は公平中立な立場であることが必要であると考えますので、市が仲介に入り、調整することはできないものと考えます。また、この条例の許可にあたっては、住民説明、協議結果等を総合的に判断いたしたいと考えております。</p>

<p>「4（3）市への許可の手続きについて」</p> <p>市への許可手続きについて、「振動及び低周波発生、空気中の放射能汚染がないこと、水道水の水質悪化と放射能汚染がないこと、土壌放射能汚染がないこと、土壌放射能汚染の悪化がないこと、農業用水等の放射能等の汚染がないこと」の項目を追加する。</p> <p>設置許可基準を例示すること。</p> <p>設置許可基準に条件を付することができるようにすること</p> <p>（同種の意見 他2件）</p>	<p>放射能と低周波については、法令の具体的な基準が示されていないため、基準として定めることが困難と考えます。</p> <p>振動については、振動規制法がありますので、同法により対応することと考えております。</p> <p>許可の基準、許可に条件を付することができることは条例に規定いたします。</p>
<p>「4（4）審議会について」</p> <p>審議会の委員の任命に際しては当該許可申請のあった事業計画にかかる地元地域から公募で選任された代表者を複数名、含めるものとする。また審議会は全て公開とする。</p> <p>（同種の意見 他2件）</p>	<p>審議会については、第三者機関という位置付けから、許可申請のあった事業計画のある地区の住民の代表者は利害関係者と考えられるため、審議会の委員とすることは検討しておりません。</p>
<p>「5（2）事業者の氏名等の公表について」</p> <p>設置許可基準及び設置許可条件に反する事業、その他、自然環境、生活環境に悪影響を及ぼす事業に対しては、改善命令、許可の取り消し、事業者の氏名公表ができるものとする。</p> <p>（同種の意見 他1件）</p>	<p>許可を受けた事業については、事業計画に従って工事を行っていない場合において、措置命令を行ったときに、事業者の氏名等を公表することができます。条例施行前に着手した許可申請の対象でない事業までは指名等の公表はできないものと考えます。</p>
<p>「5（3）関係者への報告、資料提出の要請、5（4）立ち入り検査の実施について」</p> <p>市「及び近隣住民等」は～ 「 」内の部分を追加。</p> <p>（同種の意見 他8件）</p>	<p>許可申請の提出先は前橋市であるので、関係者への報告、資料提出を求めることは市で行うことと考えております。</p>

<p>「5（5）事業者、土地所有者等の周辺被害等防止のための必要な措置の要請について」</p> <p>事業者、土地所有者等に対し、その防止のために必要な措置をとることを求めることができる。「この場合は、近隣住民等を含めた第三者委員会を設置し、事業者、土地所有者等に対して、要すれば緊急に行為の停止、発電設備の除却、事業区域の原状回復などを含む必要な是正措置を命ずることができる。」 「 」を追加する。 （同種の意見 他12件）</p>	<p>近隣住民等を含めた第三者委員会は近隣住民等が利害関係にあたるため設置を考えておりません。5（5）の事業者、土地所有者等の周辺被害の防止のために必要な措置の要請については、例えば条例施行以前に着手した事業に対して自然環境や景観を損い、又は災害若しくは生活環境の被害を生ずるおそれがある場合、その防止のために必要な措置を求めることができるとしたものです。</p> <p>許可を受けた事業計画に従って事業を行わない場合、条例施行後に無許可で事業に着手した場合に対しては工事等の停止や事業区域の原状回復などの是正をするために必要な措置を命ずることができることと考えております。</p>
<p>その他の意見</p> <p>放射能に汚染されたものを燃やせないように明記すること （同種の意見 他63件）</p>	<p>放射能の汚染については、法令の具体的な基準が示されていないため、基準として定めることが困難と考えます。</p>
<p>その他の意見</p> <p>条例をつくる前に事業着手していた全ての事業をこの条例の対象とする。 （同種の意見 他87件）</p>	<p>すでに着手、完成している施設については、必要な手続きをとって着手しておりますので、この条例を遡って適用させることは考えておりません。</p>
<p>その他の意見</p> <p>特別保全地区を相応しい規模にしてください。</p> <p>条例の目的に規制を含め開発を行う全てに市長の許可が必要とする。 （そのほかの意見、要望 他72件）</p>	<p>いただいたご意見は、今後の行政の参考とさせていただきたいと考えております。</p>

